



発行日 2023.11.8
Vol.20

News Letter

ニュースレターVol. 20をお届けいたします。

木々の葉が色づき始める季節となりました。

日中はまだ夏日になることもありますが、朝夕は冷え込み、少しずつ秋の深まりが感じられます。



下請法について(5)

文責 弁護士 岩永 隆之

○下請法違反の効果

下請法に違反すると、公正取引委員会から①勧告を受ける、または②指導を受ける可能性があります。また、③刑事罰が科される可能性もあります。なお、勧告を受けると下請法違反の事実が原則として公表されることになっています。

さらに、④下請事業者から親事業者に対して、損害賠償請求が行われる可能性もあります。

1. ①勧告について

勧告とは、公正取引委員会が親事業者に対し、下請事業者の不利益を解消する措置を講じることや再発防止措置を講じるなど必要な措置をとるべきことを求めるものです。

たとえば請負代金を不当に減額していた場合には、その減額分の支払いを行うことが求められます。また、製品の受領拒否をしていた場合には、製品を受領することが求められます。

勧告が行われると、原則として、親事業者は、下請法に違反した事業者として公正取引委員会のウェブサイト上で公表されます。公表がされると企業のイメージが毀損するおそれがあるばかりでなく、契約の受注にも悪影響を及ぼすなど業績に重大な影響が及ぶ可能性が否定できません。

目次:

下請法について(5).....	1
団体交渉について①.....	2
趣味の話.....	3
事務員コラム.....	4

2. ②指導について

下請法違反が認められたものの勧告までには至らない事案について行われるものです。

勧告まで至るのは、概ね下請事業者の受けた不利益の総額が1000万円を超える場合や同一の親事業者によって禁止行為が繰り返し行われた場合であるとされています。このような場合には当たらないが下請法違反であるという場合には勧告ではなく指導が行われています。

3. ③刑事罰について

書面交付義務違反(下請法3条)や書類作成・保存義務違反(下請法5条)をした親事業者やその従業員等には50万円以下の罰金刑に処せられることがあります。

4. ④損害賠償請求について

下請法違反の取り引きによって下請事業者が損害を受けた場合、親事業者が不法行為ないし契約違反行為を行ったとして損害賠償責任を追及されるおそれがあります。

当職も、親事業者が下請事業者の製品に不備があると指摘して請負代金の支払いを遅延していた事案において、下請法違反のおそれが高い旨指摘して親事業者に代金全額の支払いを行ってもらったことがあります。このように下請法の規制内容を把握しているか否かは交渉の成否にも大きな影響を与えることがあります。

以上

団体交渉について①

文責 弁護士 新富 崇央

1 はじめに

団体交渉という言葉を知ったことはありますか？労働組合の活動が活発だった60年代～70年代に比べると、最近あまり聞くことの無くなった言葉かもしれません。団体交渉の労働法上の定義は、「労働者が団結して労働組合を結成し、自ら代表者選び、必要であれば同盟罷業等の団体行動を行いつつ、使用者と対等な立場に立って、労働条件をはじめとする使用者と労働者の関係を規律する労働協約を締結するために、使用者または使用者団体と交渉する行為」とされています。要するに、団体交渉と

は、労働者の待遇に関する不満や、労使関係を巡る諸問題について、労働組合と使用者が自主的に交渉して解決を目指す手続と言えます。

弊所では、設立から現在に至るまで、会社側の代理人として、多くの団体交渉を行ってきた経験がありますので、今回からは、団体交渉についての基本的な考え方、及び進め方について紹介していきたいと思えます。社内に労働組合が無いというような会社も、最近では会社の枠を超え、一人でも加入できる合同労組、所謂ユニオンの活動が活発になってきていますので、会社を経営し労働者を雇用している以上、いつ団体交渉の申入書が届いてもおかしくない状況にあるものと思われれます。

2 団体交渉の法律上の位置づけ

憲法28条は、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と定め、労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権の労働三権を保障しています。これらの権利の保障をより具体化したのが、労働組合法という法律です。労働組合法は、使用者と比較して交渉力が弱いとされる労働者に集団で交渉できるようにし、ストライキを行うことまで認めることで、労働者の交渉力を引き上げることが目的としています。このように、交渉力の格差是正が労組法の目的であることからすると、労働三権のうち、団体交渉権がその中心に位置し、団結権や団体行動権は団体交渉の実現の為の手段として位置づけられます。

3 団体交渉の申入れがあった場合の対応

では、組合から団体交渉の申入れがあった場合、会社としてどのような対応をすべきなのでしょう？労働者の団体交渉権を保障し、団体交渉のルールを規定する労働組合法では、「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと」を不当労働行為として禁止しています(労働組合法第7条2号)。

このように、法律が団体交渉の実施を支援し、組合の団体交渉権を強く保障していることを鑑みると、組合の要求事項が会社の方針に合わないからといって、団体交渉の実施を拒否すべきではありません。

しかしながら、団体交渉はあくまで組合と使用者との交渉ですので、会社側には、組合の要求事項に譲歩すべき義務はありません。従って、団体交渉の実施に関しては、会社側としては「入り口は大きく、中身は厳しく」(団交には柔軟に応じるが、譲歩はせず強い態度で臨む)という方針をとるのが賢明でしょう。

4 団体交渉の対象事項

団体交渉の対象事項(交渉の議題となる事項)に関しては、会社として処理しうる事項であって、会社側が任意に応じる限りは、どのような事項でも団体交渉の対象事項にすることが出来ます。これを任意的団交事項と言います。

これに対し、会社が団体交渉を義務付けられる対象事項が義務的団交事項です。如何なる事項が義務的団交事項にあたるかについては、判例上の定義があり、「組合員である労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なもの」とされております。「組合員である労働者の労働条件その他の待遇」の例で言えば、賃金、労働時間、安全衛生、労災、職場環境、人事考課、人事異動、懲戒、解雇、雇止め等です。「当該団体的労使関係の運営に関する事項」の例としては、組合活動に関する便宜供与や団交のルール、争議行為のルール等です。

よく、会社側の主張として、経営権に関する事項であるから団体交渉の事項にあたらぬという主張を見かけます。確かに、会社組織の変更(合併や事業譲渡)などは、経営者が専権的に判断すべき事項であるため、原則として義務的団交事項の範囲外ではありますが、このような事項であっても、組合員の労働条件や待遇、団体的労使関係の運営に部分的であれ関連性を有していれば、その関連性を有している部分については義務的団交事項の範囲に含まれます。

組合員の労働条件や待遇に全く関連性がないという事項はあまりないため、後々不当に団体交渉を拒否されたという主張を組合からされないためにも、やはり、「入り口は大きく、中身は厳しく」という方針で、団体交渉に臨むべきではないかと思えます。

以上

趣味の話

ジョン・コルトレーン「My Favorite Things」(1961年 アトランティックレコード)

今から62年前のジャズアルバムです。いまでも人気があり、CDや音楽配信サービスでも聞くことができます。レコードも売っています。

全4曲収録ですが、何といてもおすすめはアルバムタイトルにもなっているMy Favorite Things(私のお気に入り)です。映画サウンド・オブ・ミュージックの中の一曲で、JR東海の「そうだ京都、行こう」のCMでも使われていたのでご存じの方も多いと思います。コルトレーンが美しいメロディをソプラノサクソフで演奏していて、ゆったりとした落ち着いた気分になれます。マッコイタイナーのピアノ伴奏も心地よい響きです。

私はピアノを習っているのですが、現在の課題曲がMy Favorite Thingsでクリスマス発表会では人前で演奏しなければなりません。リズムのとり方に四苦八苦していて頭の中ではいつもこのメロディが流れています。

John Coltrane公式YouTubeチャンネルやSpotify等の配信サービスがありますので、試しに聞いてみてください。



(文責 岩永)

事務員コラム

こんにちは、長崎本店事務員の川本です。

今回は物語を読むことが大好きな私おすすめのマンガをご紹介します。

原作 日向夏 キャラクター原案 しのとうこ 作画 ねこクラゲ「薬屋のひとりごと」
(既刊12巻、ビッグガンガンコミックスにて連載中)



医師である養父のもとで薬師として生活していた主人公猫猫(マオマオ)はある日、人さらいにあい、後宮に下女として売り飛ばされてしまいます。ひよんなことから、薬師としての知識で、後宮で起こる事件の謎を解き明かしていきます。あと、このお話は俗に言う「シンデレラストーリー」の要素も十分にあるのですが、猫猫の少し？風変わりな性格により、他のシンデレラストーリーとはひと味異なっているところも面白いポイントだと思います。

以上事務員川本のおすすめマンガでした。素敵なマンガをいつでも探しているなので、おすすめがあればぜひ教えてください！



弁護士法人岩永・新富法律事務所

長崎本店 〒850-0055 長崎市中町5番23号 大久保中町第二ビル2階

博多支店 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11第13泰平ビル6階601-1号室

電話、FAX、メールにてご相談を承っております。

何かございましたら、お気軽にお問い合わせください。

無料法律相談のお電話はこちら 長崎本店 095-829-2120
博多支店 092-292-3693

FAXの方はこちら 長崎本店 095-829-2121
博多支店 092-292-3694

メールの方はこちら 長崎本店 iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp
博多支店 iwanaga-sintomi@arrow.ocn.ne.jp